重要事項説明書

（訪問看護･介護予防訪問看護）

利用者：　　様

桜が丘　訪問看護ステーション

１ 事業の目的・運営方針

(1) 目的

桜が丘　訪問看護ステーション（以下、「事業所」）は、病気や怪我等により、居宅において継続して療養を受ける状態にあり、主治医が指定訪問看護又は指定介護予防訪問看護（以下、「訪問看護」）の必要を認めた利用者に対して、適正な訪問看護を提供することを目的とします。

(2) 運営方針

ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護を、24 時間 365 日体制で提供します。訪問看護の実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護の提供に努めます。

２ 当事業所の概要

(1) 事業所の概要

事 業 所 名	桜が丘　訪問看護ステーション
所 在 地	広島県東広島市西条町寺家 5976
連 絡 先	０８２－４２３－２５９５
管 理 者 名	有馬　テルエ
サービス種類	訪問看護・介護予防訪問看護
介護保険指定番号	3462590419
医療保険ステーションコード	2590419
サービス提供地域	東広島市

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(2) 営業時間

平 日	８：３０　～　１７：３０
定 休 日	土・日・年末年始（12/30～1/3）

(3) 職員体制

	資 格	常　勤	非常勤	計
管 理 者	正看護師	１名	名	名
看 護 師	正看護師・准看護師・保健師	２名	３名	名
理学療法士等	理学療法士、作業療法士	名	１名	名

3 訪問看護の内容

① 病状・障害の観察
② 清拭・洗髪等による清潔の保持
③ 食事および排泄等日常生活の世話
④ 床ずれの予防・処置
⑤ リハビリテーション
⑥ ターミナルケア
⑦ 認知症患者の看護
⑧ 療養生活や介護方法の指導
⑨ カテーテル等の管理
⑩ その他医師の指示による医療処置

4 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

① 訪問看護提供に際しては、主治医による訪問看護指示書の交付が必要です。
② 訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。
③ リハビリテーション提供を目的として理学療法士等が訪問看護を提供する場合、看護師と連携して計画の作成を行います。また、計画の作成・更新を目的として、サービス提供開始時期、概ね３月に１度程度、および体調や環境の変化等があった場合には、看護師が訪問します。
④ 訪問看護計画の内容について、利用者又はその家族に対して説明を行い、同意をいただきます。また、作成した計画書は、初回訪問時および計画内容変更時に利用者に交付します。
⑤ サービス提供は計画書に沿って計画的に提供します。
⑥ 理学療法士等によるサービス提供は、看護業務の一環であり、看護師の代わりとして訪問します。
⑦ 利用希望者に主治医がおられない場合はご相談に応じます。

(2) サービスの終了

① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する日の１週間前までに、文書でお申し出ください。
② 当事業所の都合でサービスを終了する場合、やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の１ヶ月までに、文書で通知いたします。
③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）
・ご利用者様が介護保険施や医療施設等に入所または入院した場合
・ご利用者様が亡くなられた場合
④ 契約解除

・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。
・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを２ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず３０日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

５ 緊急時および事故発生時の対応方法

① 当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行います。
② サービスの提供にあたって、万が一事故が発生し、利用者又はその家族の生命、身体、財産等に損害が生じた場合は、不可抗力の場合を除き損害を賠償します。ただし、事業所の責めに帰さない場合にはこの限りではありません。
③ 事故発生時には、速やかに担当の居宅介護支援事業所等、及び管轄の行政機関に報告します。

６ 個人情報の使用及び秘密の保持について

個人情報の使用及び秘密の保持については別紙のとおりです。

７ 利用料金

(1) 利用料金の利用者負担金は別紙のとおりです。

(2) 医療保険給付対象外サービス

エンジェルケア（介護保険適用外）	15,000 円
事業所で用意した衛生材料	実費

(3) キャンセル料金

① ご利用日の前営業日の１８時３０分までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用日の前営業日の１８時３０分までにご連絡がなかった場合	料金（全額）の３０％

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂きます。
キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

(4) 利用料金などのお支払は口座振替となりますので、口座の登録をお願いします。

８ サービス提供に関するご相談・苦情について

(1) サービスについてのご相談やご不満がある場合にはどんなことでもお寄せください。

苦情等解決責任者	伊東　富美子（桜が丘保養園　施設長） 伊東　寛和　（桜が丘保養園　事務長）
苦情等受付担当者	角本伸志　中間万李　山中晋一郎　有馬テルエ
受付時間	８：３０～１７：３０
電話番号	０８２－４２３－２５９５
FAX 番号	０８２－４２２－５６７５

(2) 事業所以外の相談・苦情窓口（第三者委員等）

当事業所では、中立的な立場の第三者委員を設置しております。

（受付時間：８：３０～１７：３０、土日祝及び年末年始を除く）

氏　名	石丸　泰三
電話番号	０８２-４２３-４８６６
氏　名	武田　直也
電話番号	０８２-４２３-１０１５

(3) 事業所以外の相談・苦情窓口

東広島市役所介護保険課	０８２－４２０－０９３７
広島県国民健康保険団体連合会	０８２－５５４－０７８３

９ 虐待防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待防止等の為に次に掲げる必要な措置を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。
　虐待防止責任者：管理者
② 成年後見人制度の利用を支援します。
③ 苦情解決体制を整備しています。
④ 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
⑤ 介護相談員を受け入れます。
⑥ サービス提供中に当該事業所従業者又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

１０ハラスメント防止について

当事業所は、ご利用者様、ご家族様及び職員がお互いの人格を尊重し、安心して訪問看護の利用・提供できる環境づくりに努めます。

①利用者様又はご家族様から、暴言、暴力、威嚇、誹謗中傷、セクシュアルハラスメント、不当な要求等、職員の尊厳を傷つける行為や訪問看護提供に支障を及ぼす行為があった場合は、状況を確認の上、必要な対応を行います。

②職員の性別、年齢、容姿等を理由とした担当の指定又は変更のご希望には、やむを得ない事情ある場合を除き、お応えできません。

③ハラスメント行為が改善されない場合又は職員の安全確保が困難と判断した場合には、訪問看護提供の中止、担当者の変更又は、契約の解除等の対応を行う場合があります。

１１ その他

・ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
・ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。
・自然災害や交通事情により、予定に沿った訪問ができない場合、または訪問ができない場合があります。その際には、事業所または訪問サービス提供者から、事情説明と新たな予定をご連絡します。

当事業者は、訪問看護サービスの提供にあたり利用者に上記のとおり重要事項を説明しました。この証として本書２通を作成し、利用者による署名及び事業者による記名の上、各１通を保管するものとします。

＜事　業　者＞　事業所名　　社会福祉法人　石川福祉会
桜が丘　訪問看護ステーション
住　　所　　東広島市西条町寺家５９７６
説　明　者

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、訪問看護サービスの提供開始に同意しました。

同意日及び交付日　　令和　　年　　月　　日

＜利　用　者＞　住　　所

氏　　名

＜代　理　人＞　住　　所

氏　　名

（利用者との続柄　　）

＜署名代行人＞　住　　所

氏　　名

（利用者との続柄　　）

＜家族の代表＞　住　　所

氏　　名

（利用者との続柄　　）

＜立　会　人　＞　住　　所

氏　　名

（利用者との続柄　　）